

(1) ハザードに着目する

ハザードは、労働者をケガに至らせる潜在的根源であって、人をケガさせる「物体」や「エネルギー」又は「作業行動等」である。

ケガは、ハザードの性状によってケガの大きさが決まることが多い。そこで、大きなケガを引き起こしやすいハザードを事業場や職場で探し出し、それらが起因となり、どのようなケガが発生するかを予想する方法がある。指針では、ハザードの分類に即して特定するものとして、次のような分類例が示されている（表10）。

表10 ハザードの分類例

① 危険性
ア 機械等による危険性
イ 爆発性の物、発火性の物、引火性の物、腐食性の物等による危険性 「引火性の物」には、可燃性のガス、粉じん等が含まれ、「等」には、酸化性の物、硫酸等が含まれること。
ウ 電気、熱その他のエネルギーによる危険性 「その他のエネルギー」には、アーク等の光のエネルギー等が含まれること。
エ 作業方法から生ずる危険性 「作業」には、掘削の業務における作業、採石の業務における作業、荷役の業務における作業、伐木の業務における作業、鉄骨の組立ての作業等が含まれること。
オ 作業場所に係る危険性 「場所」には、墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所、足を滑らすおそれのある場所、つまりおそれのある場所、採光や照明の影響による危険性のある場所、物体の落下するおそれのある場所等が含まれること。
カ 作業行動等から生ずる危険性
キ その他の危険性 「その他の危険性」には、他人の暴力、もらい事故による交通事故等の労働者以外の者の影響による危険性が含まれること。
② 有害性
ア 原材料、ガス、蒸気、粉じん等による有害性 「等」には、酸素欠乏空気、病原体、排気、排液、残さい物が含まれること。
イ 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による有害性 「等」には、赤外線、紫外線、レーザー光等の有害光線が含まれること。
ウ 作業行動等から生ずる有害性 「作業行動等」には、計器監視、精密工作、重量物取扱い等の重筋作業、作業姿勢、作業態様によって発生する腰痛、頸肩腕症候群等が含まれること。
エ その他の有害性

ハザードの特定のためのガイドワード（例）

番号	事故の型	内 容
1	墜落・転落	人が樹木、建築物、足場、機械、乗物、はしご、階段、斜面等から落ちることをいう。
2	転 倒	人がほぼ同一平面上で転ぶ場合をいい、つまずき又は滑りにより倒れた場合等をいう。
3	激 突	墜落、転落及び転倒を除き、人が主体となって静止物又は動いている物に当たった場合をいい、つり荷、機械の部分等に人からぶつかった場合、飛び降りた場合等をいう。
4	飛来・落下	飛んでくる物、落ちてくる物等が主体となって人に当たった場合をいう。
5	崩壊・倒壊	堆積した物（はい等も含む）、足場、建築物等が崩れ落ち又は倒壊して人に当たった場合をいう。
6	激突され	飛来・落下、崩壊、倒壊を除き、物が主体となって人に当たった場合をいう。
7	はさまれ・巻き込まれ	物にはさまれる状態及び巻き込まれる状態でつぶされ、ねじられる等をいう。
8	切れ・こすれ	こすられる場合、こすられる状態で切られた場合等をいう。
9	踏み抜き	くぎ、金属片等を踏み抜いた場合をいう。
10	おぼれ	水中に墜落しておぼれた場合を含む。
11	高温・低温との接触	高温又は低温の物との接触をいう。
12	有害要因との接触	放射線による被ばく、有害光線による障害、CO中毒、酸素欠乏症並びに高気圧、低気圧等有害環境下にばく露された場合を含む。
13	感 電	帯電体に触れ、又は放電により人が衝撃を受けた場合をいう。
14	爆 発	圧力の急激な発生又は開放の結果として、爆音を伴う膨張等が起こる場合をいう。
15	破 裂	容器、又は装置が物理的な圧力によって破裂した場合をいう。
16	火 災	
17	交通事故（道路）	交通事故の内、道路交通法適用の場合をいう。
18	交通事故（その他）	交通事故の内、船舶、航空機及び公共輸送用の列車、電車等による事故をいう。
19	動作の反動・無理な動作	上記に分類されない場合であって、重い物を持ち上げてぎっくり腰を起こしたというように身体の動き、不自然な姿勢、動作の反動などが起因して、すじをちがえる、くじく、ぎっくり腰及びこれに類似した状態になる場合をいう。
20	その他	分類する判断資料に欠け、分類困難な場合をいう。